

令和4年度事務事業評価表

事務事業名		地域福祉権利擁護事業・財産保管理サービス		担当課	成年後見センター	事業種別	東社協受託 独自
				担当係	成年後見事業推進係		
開始年度	平成11年度	計画体系	2 区民同士のたすけあい活動を広げます ⇒ (2)成年後見センター機能の活用				
根拠法令等	葛飾区成年後見センター運営要綱、地域福祉権利擁護事業実施要領、財産保管理サービス事業実施要領						
事業区分	事業	社会福祉	拠点	成年後見センター事業	サービス	福祉サービス利用援助事業 福祉サービス利用援助(財産保管理サービス)事業	
事務事業目的	福祉サービスの利用についての援助や日常的金銭管理などを行うことによって、住み慣れた地域の中で安心して自立した生活ができるように支援をしていく。						
実施内容	【概要】 判断能力が不十分な高齢の方や障がいのある方の財産管理や福祉サービスの利用援助契約を結び行い、住み慣れた地域の中で安心して生活ができるように支援をしていく。 (地域福祉権利擁護事業) 判断能力が不十分な認知症高齢者や知的障がい者等が対象 (財産保管理サービス事業) 判断能力に問題はないが、外出が困難な高齢者や障がい者が対象 【訪問時間】 月曜～金曜 午前8時30分～午後5時 ※専門員が、ご本人の生活状況を確認して契約までの調整を行い支援計画を作成するとともに、関係機関との調整や生活支援員の指導を行う。また、契約後も定期的に訪問してモニタリング等を行い、支援計画の妥当性を検証する。なお、具体的な援助は、一定の研修を終えた生活支援員が行う。 【支援内容】 訪問時に健康状態の確認や困りごとの等の相談とともに以下のサービスを行う。 ア. 福祉サービスの利用援助(基本サービス) 福祉サービスの利用に関する相談や助言、情報提供、福祉サービスを利用する際の手続き、利用料の支払い手続き など イ. 日常的金銭管理サービス(オプションサービス) 日常生活に必要な預金の払戻し、税金、公共料金、医療費、家賃等を支払う手続き、年金や福祉手当等の受領手続き など ウ. 通帳等の預かりサービス(オプションサービス) 書類(年金証書、預貯金通帳、実印、権利証)など普段使用しない大切な書類等を金融機関の貸金庫に保管 【周知方法】 広報かつしか、社協だより、社協ホームページへの掲載、区内公設掲示板へのポスター掲示 区福祉管理課、区高齢者支援課、地域包括支援センター等でのパンフレット配布 関係機関等を介しての紹介						

指標		指標の根拠	単位	区分	H31	R2	R3
成果	利用者数	—	人	目標	53	58	63
				実績	45	42	63
—	—	—	—	目標	—	—	—
				実績	—	—	—
—	—	—	—	目標	—	—	—
				実績	—	—	—
—	—	—	—	目標	—	—	—
				実績	—	—	—
備考							

コスト内訳(千円)			H31	R2	R3
収入	特定 財源	東社協受託金	4,460	4,369	4,357
		利用料	848	828	1,131
	一般財源 (a)		6,146	7,329	8,547
支出	事業費 (b)		3,298	3,205	3,781
	職員人件費 (c)		8,156	9,321	10,254
		業務量(人)	1.05	1.20	1.35
	間接費 (d)		0	0	0
	調整額 (e)		0	0	0
		退職給与引当	0	0	0
			0	0	0
			0	0	0
		(控)コスト対象外	0	0	0
	トータルコスト (f=b+c+d+e)			11,454	12,526

単位当たりコスト(円)	H31	R2	R3
単位の定義	利用者数(人)		
実績数値 (g)	39	45	63
単位あたり社協単コスト (a/g)	157,590	162,867	135,667
単位あたりコスト (f/g)	293,692	278,356	222,778

実施状況に対する評価	本事業は、成年後見制度の利用には至らないが、高齢や障害などにより福祉サービスの利用や利用料の支払い、日常の金銭管理などに不安を抱えている方に対して訪問等により支援を行うもので、判断能力が低下しても住み慣れた地域での生活を継続する上で大きな成果をあげている。また、金銭管理を行うことで、ギャンブルや浪費等による赤字家計の改善や知人・親族からの経済的搾取の防止にも役立っている。 令和3年度は職員の積極的な訪問調査の実施により、契約件数を大きく伸ばすことができた。 なお、判断能力の低下の進行等により、令和3年度は、当該事業の利用者のうち3名の方を後見、保佐及び任意後見に移行しており、成年後見制度の利用につなげる重要な橋渡しの役割も果たしている。
今後の方向性【改善】	この事業により権利擁護が図られ自立した生活を送れる方は多数いることが見込まれるため、ニーズを抱える方と事業とを結び付けていくことが重要である。 利用に向けた相談は、本人よりも地域包括支援センターや保健・福祉サービス提供者などの関係機関からもたらされるケースがほとんどであり、その後、最長半年間、本人を何度も訪問し、面談・説得の上で契約に至っている。そのため、それら関係機関との協力・連携体制の強化による対象ケースの発見が重要であり、各機関向けの説明会の実施などにより積極的な事業のメリット等の周知を行い、潜在する事業対象者の掘り起こしを図っていく。ケアマネージャーなど日頃本人が信頼するキーパーソンによる働きかけを依頼することも有効である。また、周辺の足立、江戸川区と比べて担当職員数は3分の1以下での契約件数の増には、職員体制の強化も不可欠である。 なお、利用料の支払いが困難であるとの理由によりサービスの利用を躊躇される方もいることから利用料の助成について検討をする。